

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.103 20.104 20.105 箇条 22 22.101	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.103 ドラムが動作している間、蓋が開かない構造でなければならない。 20.104 ブレーキ機構は、水の浸透によって悪影響を受けなければならない。 20.105 垂直軸をもつ脱水機の上方部分に取り付けられた保護装置は、通常使用時にドラムから飛び出すおそれがある布によって、損傷するおそれがないような位置にあるか、又は保護しなければならない。 箇条 22 構造 22.101 インタロックは、通常使用時に蓋又はドアが無理に開けられないような構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.102  20.103  20.104	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 蓋又はドアは、蓋又はドアが閉じているときに限り、機器を動作させることができるようにインタロックしなければならない。 20.103 蓋が開かない構造がプログラマブル電子回路の動作に依存している場合、ソフトウェアは、故障/エラー状態を制御するための手段を含まなければならない。 20.104 運動部に触れない要件がプログラマブル電子回路の動作に依存している場合、ソフトウェアは、故障/エラー状態を制御するための手段を含まなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12 取扱説明書は、その機器を用いることができる乾燥した布の最大質量 (kg) を記載しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 18 耐久性 ドラムが回転しているときに開けることが可能な蓋をもつ機器は、ブレーキ機構及び蓋のインタロックが、それらが通常使用時で、さらされる可能性があるストレスに耐え得るような構造でなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2 箇条 7 7.12.1 7.101	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関して、クラス 0I、クラス I、クラス II 又はクラス III でなければならない。 6.2 機器は、IPX4 以上でなければならない。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.12.1 アパートの中で共同使用し、蓋を開放するために通電する必要があるインタロック機構をもつ機器の場合、据付説明書に、“機器の電源を自動的に遮断するための装置は、電源回路に組み込んではならない。”旨を記載しなければならない。 7.101 アパートの中で共同使用し、蓋を開放するために通電する必要があるインタロック機構をもつ機器は、“この脱水機は、蓋を開放する前に電源に接続しなければならない。蓋を無理にこじ開けてはならない。”趣旨を機器上に	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					表示するか、又はそれを記載しているラベルを提供しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11  箇条 22 22.21  箇条 24  箇条 30 30.1	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。）  モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条 22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。）  箇条 24 部品（第 1 部の規定による。） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。  箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8  箇条 22	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。）  箇条 22 構造（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号 続き		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条 25 25.22  箇条 26	充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 26 外部導体用端子 (第 1 部の規定による。) 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13  箇条 16 箇条 22 22.5  箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の規定による。) 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧 (第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 27 接地接続の手段 (第 1 部の規定による。) 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス II 機器及びクラス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15  15.2	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。  箇条 15 耐湿性等  15.2 機器は、通常の使用状態における液体のこぼれが、給水弁を閉じることができない場合であっても、機器の電気絶縁に悪影響を与えないような構造でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11   箇条 19   箇条 30 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。）  木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。  箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。）  異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。  箇条 30 耐熱性及び耐火性  30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。）  外郭及び通常使用時に短時間だけ保持する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.101          20.104	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.101 機器は、不平衡負荷によって悪い影響を受けてはならない。機器は、転倒してはならず、ドラムは外郭を除いて、別の部分を打撃してはならない。 20.104 モータの動作中又はドラム速度が毎分60回転を超えるときに、運動部に触れることが可能であってはならない。二重蓋構造であって、第二の蓋を開けなくても目視によって脱水槽が回転中であることが分かるものは、第一の蓋を除々に開け、50 mm まで開けたときに、電動機を、電源から遮断しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.101          21.102	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 機器の蓋は、十分な機械的強度をもたなければならない。試験後、蓋には可動部分に触れることができるような損傷があってはならない。 21.102 蓋及び蓋のちょう番は、ひずみに対する十分な抵抗力をもたなければならない。試験後、ちょう番は緩んではならず、機器は、損傷又は変形があってはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19  箇条 22 22.22  22.23  22.41  箇条 32	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。  箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第 1 部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第 1 部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22  22.40	箇条 22 構造 22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。）	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き		な表示をされているものとする。		22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.102	第 1 部の第十五条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 蓋又はドアは、蓋又はドアが閉じているときに限り、機器を動作させることができるようにインタロックしなければならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 20 20.2	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き				箇条 22 22.10	何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。(第1部の規定による。) 箇条 22 構造 22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10  箇条 19	箇条 10 入力及び電流 (第1部の規定による。) 機器に定格入力 (定格電流) が表示されている場合、通常動作温度における入力 (電流) は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		る。		箇条 25  25.8	する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表 第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定す る値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第 1 部の規定による。)	
第十七 条	電磁的妨害に対 する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防止 する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20  20.103          20.104	1 部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.103 蓋が開かない構造が電子回路の動作に依存してい る場合、次の条件を別々に加えて、この試験を繰り返し、 ドラムの運転中に、蓋を開けることが可能であってはなら ない。 ー電子回路に 19.11.2 の a)～g)における故障状態を一度に 一つずつ適用する。 ー機器に、19.11.4.1～19.11.4.6 のイミュニティ試験を適用 する。 20.104 運動部に触れない要件が電子回路の動作に依存し ている場合、次の条件を別々に加えて、この試験を繰り返 し、ドラムの運転中に、蓋を開けることが可能であっては ならない。 ー電子回路に 19.11.2 の a)～g)における故障状態を一度に	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き					一つずつ適用する。 一機器に、19.11.4.1～19.11.4.6 のイミュニティ試験を適用する。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.15	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 表示は、機器本体の正面、蓋上面など、使用する位置から見える箇所に、表示しなければならない。また、蓋裏面に表示する場合、折りたたみなどで見えにくくなる箇所に表示してはならない。	
第二十 条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 産業用のもの及び乾燥装置をもつものを除き、電気脱	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-4:2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-4 部：電気脱水機の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き	制度による表示)	<p>気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>			<p>水機は、次の表示をしなければならない。</p> <p>－ 製造年 － 設計上の標準使用期間（標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定された期間） － “設計上の標準使用期間を超えて使用した場合、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある。”旨</p>	
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当 <input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	－	－	－